

辺野古土砂北九州

発行…2022年3月号・No.28



2月9日、大規模訓練のために、MV22 オスプレイから那覇市の那覇軍港に降り立つ米海兵隊員。後ろのマンションには、たくさんの普通の暮らしが…。(写真はしんぶん赤旗から)

《目次》

- 【抗議】プーチン政権のウクライナ侵略に抗議する(辺野古土砂北九州)… 2 ページ
- 【那覇軍港】大規模訓練および実態と無条件返還に向けて(真喜志好一)・3 ページ
- 【馬毛島・鹿屋】鹿児島県内のどこにも米軍はいらない(磨島昭広)…… 8 ページ
- 【連続エッセイ】『宮城晴子画集-海の詩-』の思い出(浦島悦子)……11 ページ
- 【築城基地Ⅰ】「許さない!」の声届かず(渡辺ひろ子)…… 12 ページ
- 【築城基地Ⅱ】重要土地等規制法と築城基地(徳永克子)…… 14 ページ
- 【日米合同委員会連続学習会】法の上でも植民地(天久泰)…… 16 ページ
- 【声の欄・日程など】…… 19 ページ

写真・図 …真喜志好一・磨島昭広・渡辺ひろ子・徳永克子・大野保徳・八記久美子



発行 「辺野古土砂ストップ北九州」

プーチン政権のウクライナ侵略に抗議する

2022年2月26日「辺野古土砂ストップ北九州」

2月24日、ロシアのプーチン政権が、ウクライナへの侵略を開始しました。現在、侵略はウクライナ全土に及び、首都キエフにも攻撃が行われ、民間人を含む多数の人々が犠牲になっています。ウクライナの主権と人々の命が、おびやかされていることに、多くの人々が心を痛めています。

二つの世界大戦を経験し「もう人類は戦争をしてはいけない」...このことを刻んだ国連憲章では、「主権の尊重」、「領土の保全」、「武力行使の禁止」などを義務づけていますが、この国連憲章にもとづく世界の平和秩序が、いま根底からおびやかされています。

プーチン大統領は、侵略を合理化するために、あれこれの弁明を行っています。しかし、どれも人々を納得させる内容ではありませんし、どんな理由をあげようと、国連憲章に違反した戦争行為は許されません。

何より看過できないのは、プーチン大統領が、「攻撃されれば核兵器でこたえる」と公言していることです。通常兵器による攻撃に対し、核兵器で対応する。これは、核の先制使用を意味します。

今回のロシアの行動が、国連憲章に違反することは明白です。私たちはプーチン政権に対して、満腔の怒りを込めて抗議するとともに、軍事行動をただちに中止することを要求します。



2月26日の小倉駅宣伝では、プーチン大統領に対する抗議のリーフレットを行いました

《会員・読者のみなさまへ…・当会では、ロシア大使館へ、上記の抗議文を送りました》

平和をつくっていくのは、武力ではなく、話し合いや、世論や、運動です。今ロシアの国内でも、戦争に反対するデモが大規模に起こっています。SNSでも抗議の声が広がっています。世界中で「ロシアは侵略をやめよ」、「国連憲章を守れ」の声を上げていきましょう。その声でプーチン政権を包囲し、侵略をとめようではありませんか。

ロシア大使館の住所

〒106-0041 東京都港区麻布台2丁目1-1 ロシア大使館

(この会報がみなさんのお手元に届いたときには、停戦合意に至っていますように…)

「那覇軍港訓練」の原稿依頼から、米軍の思わぬ事実を知ること…

SACO(サコ)合意に隠された基地強化 3 つの目的 那覇軍港の遊休化の実態と無条件返還にむけて

真喜志 好一(沖縄平和市民連絡会・共同代表)

本誌の編集者からいただいたテーマは「那覇軍港での大規模訓練」であったが、見聞した訓練の内容を紹介して、メディアで報じられることの少ない那覇軍港の遊休化と、那覇軍港は無条件返還すべきことを記していく。



真喜志好一さん

■米軍那覇軍港訓練の報道

2月8日、朝刊を開くと「米軍きょう那覇軍港訓練」との見出しで一面トップの記事。小見出しは「複数の大型機、輸送艇使用」との記事に驚く。

那覇軍港は私の事務所から徒歩5分ほどで、散歩で観察に出かける距離である。米軍側の岸壁には日本の海上保安庁の巡視船が停泊しているのは見るが、米軍が使っているシーンはこの10年以上も見えない。そのような那覇軍港でどのような訓練をするのか、琉球新報紙のリード記事を書き写す。



2022年2月8日の一面トップ記事

——在沖海兵隊は7日、8日から13日に那覇港湾施設(那覇軍港)で複数の米軍機などを使った訓練を実施すると報道機関向けに発表した。第31海兵遠征部隊所属の隊員約250人が参加し、垂直離着陸輸送機MV22オスプレイやH53E大型輸送ヘリ、UH1ヘリ、CH47大型輸送ヘリ、海軍輸送艇を投入した演習になると説明。人道支援や大使館補強、非戦闘員避難の技術向上が目的としている。県と那覇市は「大規模な訓練は断じて容認できない」として訓練中止を申し入れたが、米軍は中止要請の受け入れを拒否した。——

■やりたい放題を定める日米地位協定

「米軍は中止要請の受け入れを拒否した」との記事を読み、沖縄県知事公室が発行している資料集『沖縄の米軍基地(2018年12月)』を開き、「日米地位協定」を読み直した。第3条1項で次のように記されている。「合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる」と。今回の那覇軍港での海、空を含む複合訓練は「必要なすべての措置を執ることができる」と日米地位協定で許されているので、県と那覇市の中止要請を拒否する根拠にしているのだ。

■遊休化している那覇軍港と訓練の概要

この訓練に対して軍港協の歩道で、抗議と監視のために訓練の開始日の8日から13日まで集まることを沖縄平和市民連絡会の事務局は決めた。

ところで、那覇軍港は米海軍の軍艦はほとんど使っておらず、軍港側の岸壁に

は日本の海上保安庁の巡視船が停泊しているだけだ、ということは先述した。

今回の訓練期間には米国の民間運送会社「US OCEAN」の輸送船が物資の積み下ろしに接岸していた。それと沖縄の運送会社O運輸のトラクターが整然と駐車しており、数台が米軍車両を積んでゲートから出た。米国の民間輸送船と沖縄の民間運送会社の複合した輸送訓練をめざしたのだろう。

軍港の管理事務所前では「米軍は沖縄から出ていけ」などの英語のプラカードを持った私服の米兵を制服の米兵が排除するという訓練があったが、その訓練の対象は沖縄の私たちに向いてくるだろう。またCH47大型ヘリが着陸し、20名ほどのリュックを背負った米兵を載せて飛び立ったが、着陸から離陸まで20分以上かかっており、ピクニックに出かけるような間延びした訓練であった。

今回の訓練行事は、「那覇軍港は遊休化していない」との演出であっただろう。

さて実際は遊休化している那覇軍港。

沖縄平和市民連絡会のメンバーによる抗議行動



ガラ空きの那覇軍港(2022年2月11日撮影)

米軍の軍艦はどこに接岸しているのだろうか。燃料、弾薬の補給港はどこだろうか。生活物資を積んだコンテナはどこに陸揚げされているのだろうか。これらについて記していく。

■米軍の軍艦はどこに

軍艦、燃料と弾薬、生活物資の陸揚げ地位置関係を示すために沖縄島の中南部の地図を示す。



沖縄島の中南部地図

潜水艦などの軍艦は、長さ 850m と 450m、二つの棧橋があるホワイトビーチに接岸している。

燃料と弾薬、兵員輸送は天願(てんがん)棧橋で行われており、ホワイトビーチと共に米海軍が管理している。生活物資のコンテナはどこに搬入し、どこで搬出しているだろうか。

那覇港は那覇市、浦添市にまたがるため、沖縄県、那覇市、浦添市の三者で那覇港管理組合を 2002 年に結成し、その組合の組織には那覇国際コンテナターミナルがおかれ、那覇新港の最も西にその敷地

がある。国際貨物を扱うので、人の出入りは厳しく管理され、金網と有刺鉄線で民間地とが区分されている。

■米軍生活物資コンテナは「取合せ品」に計上

米軍のコンテナは日本の税関が開けることができない。それで、統計上は郵便物などと共に「取合せ品」に区分されている。那覇港管理組合の職員によれば、那覇国際コンテナターミナルの「取合せ品」の半数前後が米軍のコンテナであるという。

那覇港管理組合の統計資料のうち、2018 年の貨物品種別表から外国貿易の「全貨物合計」と「取合せ品」の量を書き写す。単位はトンである。全貨物に占める「取合せ品」の割合が高いことに気づく。「取合せ品」のうち米軍物資がどれだけをお占めているかは区分していないという。

今後の統計資料の改善を期待したい。

(単位はトン)

	輸入	輸出	合計
全貨物合計	772,496	302,585	1,075,081
取合せ品	288,016	167,980	455,996

■那覇軍港「移設」のからくり

ベトナム戦争最中の 1960 年代に、辺野古に軍港付きの飛行場を計画したが米国会議会は予算をつけなかった。米国政府は、辺野古の工事費を日本政府に負担させるよう次の仕掛けをした。沖縄側から、危険な普天間の閉鎖を求めさせ、代替施設として辺野古計画を日本政府の予

算で実現する。これが米国が隠し続けている事実である。那覇軍港問題もこのような米国政府が隠している事実がある。米国の計画を記していく。

1995年9月に3名の米兵による少女暴行事件があり、同年10月、「日米地位協定の改正、米軍基地の整理縮小」などを求めて8万人余の県民大会を開いた。

同年11月、日米両政府は沖縄県民の要求を受ける形で「沖縄に関する特別行動委員会（Special Action Committee on Okinawa）」を設置した。この委員会の英語名の単語の頭文字をとりSACO（サコ）とよんでいる。設置の翌年の4月にSACO中間報告、12月に最終報告をだし、11の米軍基地の返還などを合意した。

この合意の隠された背景を知るために1999年7月に元琉球大学教授で、沖縄県公文書館初代館長であった宮城悦二郎先生（2004年6月没）を中心に研究会を開いた。研究会の結論をまとめると、SACO合意の11の基地は、①古くなった基地の更新、②古くからの計画であった辺野古、浦添への軍港の新設、③オスプレイの訓練場をつくるという基地の機能向上に沿った三つの目的であった。軍港問題に絞って米軍の計画の推移を記す。

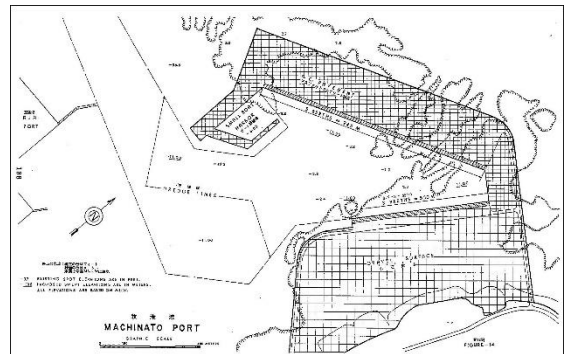
■1969年6月米軍計画

研究会の最初の成果は米軍が米国の民間コンサルタント会社に委託して作成させた1969年6月の『沖縄・工業用地新都市調査』を琉球大学附属図書館で見つけたことであった。この報告書は沖縄県議会図書館に英語版、日本語版がある。

この報告書に牧港（まきみなと）補給地

区沖を浚渫し、その浚渫土砂で埋立てを行い新しい軍港を造成するという計画が含まれていた。文章では、以下のようにメリットを説明している。

- ・那覇からひきあげるだけで、軍は年間86万ドルの借料を浮かすことができる。
- ・那覇一牧港を陸送する輸送費は年間130万ドル以上を節約できる。
- ・機密保持の面でも大きく改善される。など…



1969年6月の米軍の牧港補給地区沖の軍港計画図

■1969年末頃・米軍は新軍港を計画するが断念

那覇市が建設中であった安謝（あじゃ）新港に隣接して軍港をつくる「那覇港における商用港湾施設と、安謝港における軍用港湾施設との統合の技術的可能性について（原文英語）」も宮城悦二郎先生が沖縄県公文書館から掘り出した。

文書には日付が打たれていないが、文中に1969年11月4日に検討が認可された、と記されているので、1969年末から1970年にかけての作成文書だと推定できる。11枚の文書、12枚の図版があり、次ページの図はこの文書からの写しである。黒塗りの安謝新港の沖側に灰色に塗られた軍港が示されている。「PROPOSED

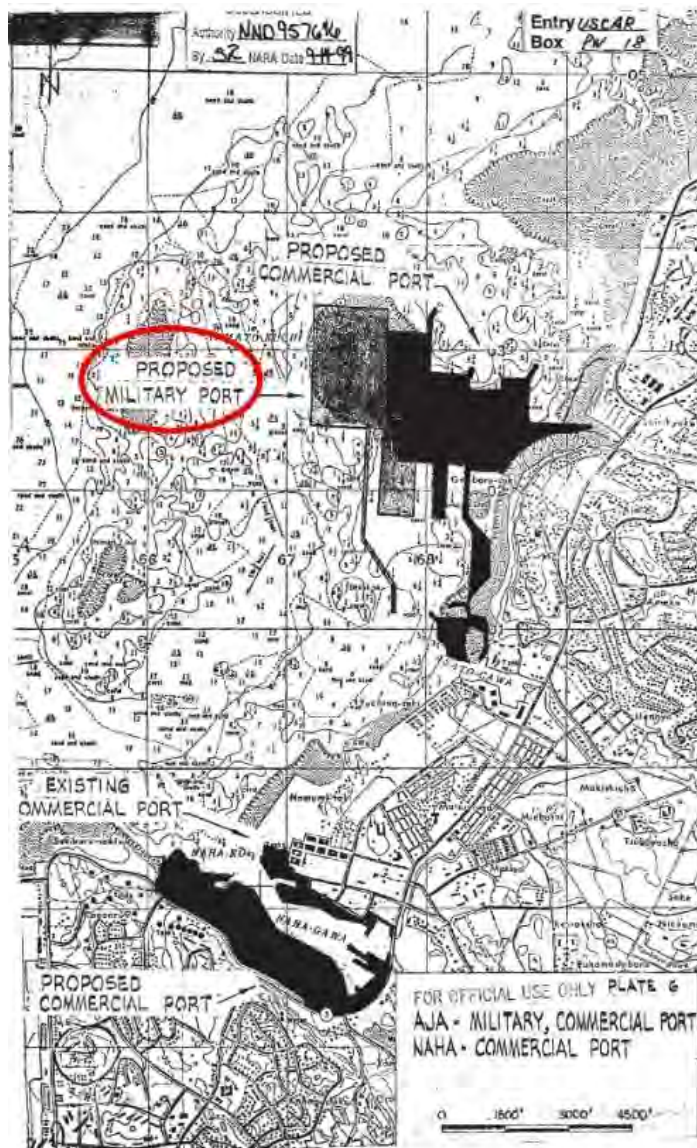
MILITARY PORT」の文字を囲んだ楕円は筆者が書きこんだ。この文書の結論は、費用がかかりすぎるからこの計画は取りやめる、とある。

■那覇軍港は無条件返還を

那覇軍港の返還に際しては、新軍港建設が必要だと日米両政府はいう。しかし、以上みてきたように、那覇軍港としての必要な機能は他の施設で充足している。遊休化している那覇軍港の移設を米

国が日本政府に求めるのなら、那覇国際コンテナターミナルで扱っている米軍の生活物資の取り扱いをやめるとの宣言を那覇港管理組合の基本方針にしたらどうだろうか。いずれにせよ、新設する軍港は100年、200年の耐用年数を求められ、沖縄は「平和のかなめ石」にはなれないままになっていることになる。

(まきしよしかず)



那覇市の港湾計画に隣接して軍港を計画している
(1969年末頃)

鹿児島県内のどこにも米軍はいらない 日米共同軍事強化に強く反対

磨島昭広(鹿児島に米軍はいらない県民の会・事務局長)

■南西諸島、次々と米軍の盾に

防衛省は、南西諸島全域への自衛隊配備計画を強行しています。地对艦・地对空ミサイル部隊を中心に、レーダー基地や兵站施設建設(後方支援)も進められ、またそれらに付随して、沿岸監視部隊や住民監視目的と思われる情報保全部隊などが配備されます。これは米軍の対中国戦略のもと『琉球弧』いわゆる第一列島に沿った島々に自衛隊が配備され、武力衝突の時には米軍の「盾」となり別働部隊として、中国軍の前面に立って戦うことを想定したものです。

■与那国島…100人から1000人に

2016年、与那国に沿岸監視隊を配備、2019年3月に宮古島、奄美にミサイル部隊を中心に駐屯地や分屯地が開設されました。2016年3月に開設された与那国島の沿岸監視部隊は、当初100人から始まりそれを補強してゆくやり方で150人、160人と拡大し、沿岸監視部隊から空自移動警戒隊の配備も決定し移動訓練も始まっています。情報公開によれば、ここに弾薬庫などの兵站施設を作ることが決まっています。

今後は、与那国部隊が連隊規模に増強され、現在、基地警備部隊は30人配備されていますが、今後は1000人規模に拡大していくことが予想されます。同様のことが、宮古島や石垣島、沖縄でも強行され



(産経新聞より)

ています。

■奄美大島が要塞基地に

奄美大島にも警備部隊、地对艦・地对空ミサイル部隊、兵站(後方支援)部隊600人が配備され、その後は、空自移動警戒隊、空自通信基地が新たに配備・建設される計画が進めば5部隊が配備され、文字どおり奄美大島も要塞基地になります。

さらに、奄美大島本土と加計呂麻島との瀬戸内海峡にある古仁屋港は、半島が入り組んで穏やかな入り江で、ここに海自を誘致して、南西シフト体制の海上輸送拠点計画が進められています。自衛隊の南西シフト強化のために、馬毛島の重要性は防衛省の文書でも出ていますが「島嶼戦争」には兵員、武器、弾薬、燃料、衣料品など莫大な兵站物資が必要となり

ます。馬毛島はそれを輸送する航空輸送拠点、奄美が海上輸送の拠点にする計画が進んでいます。

■馬毛島、45億円を160億円で

「馬毛島」は、種子島の北西10キロ沖の海上にあり、西之表市の行政区です。馬毛島の基地建設の歴史は、2011年6月の日米安全保障会議(2+2)の共同文書で、現在、米軍空母艦載機陸上離発着訓練(FCLP)が行われている東京都の硫黄島から、馬毛島に移転検討対象と明記されてから始まります。

防衛省は、関係する西之表市・中種子町・南種子町・屋久島町が猛反対したことから、地元が受け入れやすい自衛隊基地建設にすりかえたのです。防衛省は2019年12月に、違法伐採を繰り返してきた地権者のタストンエアポート社と、当初45億円と言われた馬毛島を160億円で買収することで合意しました。

■防衛省、馬毛島の基地建設に邁進

これを機に、2020年8月に基地配置案を公表、10月に住民説明会、12月に海上ボウリング調査を開始。2021年1月には、西之表市長や市民の理解もないまま外周道路工事や基地施設にかかる設計の入札公告が発覚して問題となりました。

続いて2月に環境影響評価(アセスメント)開始、6月に騒音調査(デモフライト)実施、港湾整備イメージ図を公表、11月に基地建設にかかる生コン施設の入札公告開始、12月に馬毛島整備予算3183億円を計上した22年度の予算案を閣議決定、2022年1月に行われた日米安全保障会議(2+2)で、馬毛島を「候補地」から「整備地」に正式決定と、防衛省は基地建設に邁進しています。

■賛成?反対? 波紋広げる市長の要請書

事あるごとに「鹿児島に米軍はいらない県民の会(以降、県民の会という)」は、



熊毛ブロックが参加する地元の市民団体「馬毛島への米軍施設に反対する市民・団体連絡会」と連帯し、抗議集会や防衛大臣・県知事への申入れをしてきました。また、県内ではリモートでの「馬毛島」学習会を開催し、県民に広く周知するとりくみも行ってきました。八板市長が市内の賛成・反対派を含めた51団体意見を徴収した結果をまとめ2022年2月3日に岸防衛大臣に提出した『特段の配慮』の要請書が賛成・反対派のどちらとも取れる内容だとして波紋を広げています。

■県民の会はこう解釈

これに対して「県民の会」は、これまでに丁寧な説明をしてこなかった防衛省の責任者の岸大臣に対して、馬毛島に関わる交付金や施設整備の内容を、不安を抱える行政区の西之表市民に、説明をするための「特段の配慮」を求めたと解釈し、これまでどおり八板市長を支持し、反対運動にとりくんでいきます。基地ができてからでは遅いのです。皆さん、馬毛島基地建設に反対してください。



米空軍MQ9無人攻撃機。同機の通称「リーパー」は「死に神」を意味します。



米軍無人機MQ9は鹿屋に来るなど抗議する住民のみなさん

■鹿屋(かのや)基地に、米軍無人偵察機部隊100人の配備を検討中

また、防衛省は、鹿屋の海上自衛隊鹿屋航空基地に米軍無人偵察機部隊100人の配備を検討中で、日米双方で現地調査したいとの意向を、鹿屋市に伝えました。これを受けて鹿屋市は、鹿屋航空基地の関係者や基地周辺の町内会長らで作る「鹿屋市基地関係連絡協議会」を開き、これまでの経緯を説明しています。防衛省の現地調査は早ければ2月28日にも始まる予定で、鹿屋市の中西茂市長は「調査結果をふまえて、今後を判断したい」としています。

「県民の会」は、大隅ブロックとの連携を強化し、2019年にKC130地上給油訓練を受入れるときに交わされた、防衛省と鹿屋市との間に「訓練拡大や米軍基地化は考えていない」との協定の解釈を勝手に変えないよう注視していきながら、今後も反対運動にとりくんでいきます。九州全域にも、鹿児島県内のどこにも米軍はいりません。日米共同軍事強化に、強く反対していきます。(まじまあきひろ)



鹿屋基地と馬毛島の場所

浦島悦子の連続エッセイ <南の島から> No.28

『宮城晴子画集-海の詩-』の思い出

ヘリ基地いらない二見以北十区の会共同代表/フリーライター



「嘉陽の実家で預かっている宮城晴子さんの画集がまだ百冊ほど残っているので、何とかしたい」という相談を、晴子さんの8回目の命日(今年2月10日)に会ったYさんから受けた。宮城晴子さんは私より一回り上の1936年、嘉陽(私の住む三原の二つ北隣の集落)で生まれ育ち、ほぼ独学ながら絵一筋に生き、故郷嘉陽を描き続けた画家だった。

晴子さんとの最初の出会いは、私が嘉陽の隣部落の安部に住み始めて数年後、人づてに私のことを聞いたという晴子さんが、わが借家を訪ねて来られた時だった。以来、彼女の晩年の十数年を共有できた貴重な日々感謝したい。

この時に相談されたのが画集の出版についてだった。絵の世界に疎い私は、度重なる沖展入賞、やんばる展や県内各地での個展など彼女の活躍は知らなかったが、静物画から風景画、抽象画に至るまで、絵に込められた魂に吸い寄せられるように、画集の製作に協力することになった。そして、厚かましくも自ら申し出て、各章の扉に短文を書かせていただいた。彼女の絵に触発されて、ふつふつと湧き出るものを抑えきれなかったからだ。それは、私が書いたというより、晴子さんの絵が引き出した言葉だった。以下、紹介しよう。

* 静物…“もの”を描く。いのちを吹き込む。“もの”のいのちと、わたしのいのちが交わる。

* 景…心育む風景を求めて、わたしは歩く。変わりゆくわがふるさと。“時”を止めるわたしの手。

* 花…花と向きあう。花をとらえる。わたしは花の化身となる。

* 海の詩…いのちは海から生まれた。遠い遠い記憶の底から原初の海が立ちのぼる。わたしは海に還る。

* 層…土の匂い、土の手触り。蓄積された“時”の重み。わたしがいま、ここにあることの不思議。

晴子さんは、「清貧」という言葉がそのまま当てはまる人だった。若い頃は絵の具を買うために水を飲んで空腹に耐えたといい、「超」が付くほど貧乏だったが、アトリエ兼自宅は塵一つなく整然としていた。画集の製作費は、当時ハワイに在住していた彼女のお姉さんが援助した。

画集出版(2003年7月)から20年近くが経つ。私にも思い出深い画集は、残部の一部を地域の小中一貫校生徒の希望者に贈ることにした。子どもたちが、故郷の画家や絵を通して、故郷を見つめなおすきっかけになってほしいと願っている。

(うらしまえつこ)

「築城基地の米軍基地化を許さない！京築住民会議」の、渡辺ひろ子さんと徳永克子さんに、「現状」と「重要土地等規制法」について、書いていただきました。

築城基地 I

2006 年から決まっていた基地滑走路延長等

「許さない！」の声届かず

渡辺ひろ子(平和といのちをみつめる会)

■県内外の人に支えられて 394 回

1987 年に築城基地での日米共同訓練に反対して立ち上げた小さな住民グループ「平和といのちをみつめる会」代表の渡辺です。

1989 年 4 月 2 日に「F15 配備反対人間の鎖」を実現し、以降、毎月 2 日を反基地行動の日として基地前座り込みを続けて 3 月 2 日で 394 回目になります。県内外から築城に来てくれる人たち(毎月 30～50 人)に支えられて続けている「2 の日」です。

■今回の事は 2006 年から決まっていた

築城基地の米軍基地化問題ですが、2006 年の在日米軍再編ロードマップに書かれていた「普天間飛行場返還の前に必要に応じて行なわれる」という一文の現実化であります。

地元住民にとっては「突然」とも思える「基地滑走路延長」「基地内に米軍用施設の数々の建設」ですが、実は 2006 年から決まっていたことだったのだと気づき、自らの不明さを悔やみました。

地元の行政は「あくまで緊急時の築城基地使用だから、米軍は常駐しない。米軍基地化ではない」と防衛省の説明を垂れ流し、特別交付金増額に期待し歓迎する

ばかりです。

近年、岩国の米軍機が築城基地に緊急着陸を繰り返すなど、すでに岩国基地のサブ基地として使用されている現実があるにもかかわらず、「緊急時とは他国の武力攻撃によって沖縄の基地が使用できない状況を言うのだ」と言い続けています。

■米軍用施設建設の進捗状況は不明

さて、築城基地の中で、米軍用施設建設等がどこまで進んでいるのか。はっきり言ってわかりません。基地が見渡せる場所に行くと、あちこちで工事が行なわれています。連日、多くのダンプが列を成して土や砂を運びこんでいます。2022 年度末までに施設建設を終了する予定だそうです。

滑走路延長計画の方は、未だ環境アセスの結論が出ていないので工事は始まっていません。しかし、旧来の滑走路については、米軍の超重量級輸送機の飛来を予定して、滑走路の嵩上げ工事が進んでい



敷地の外から見える工事の様子

ます(今、通常訓練は予備滑走路を使用している)。

宮崎県の新田原基地も築城と同様に米軍基地化が進行しています。

■今や日本は「立派な」戦争できる国

岩国一築城一新田原一沖縄一南西諸島一台湾に至る中国包囲ラインの強化拡充が急速に進んでいます。体勢を整えば、アベたちの中国を武力で叩くという妄想が妄想ではすまない事態になるかもしれません。たとえ、改憲が阻止出来たとしても、集団的自衛権行使容認・戦争法などいくつもの言い訳をアベは12年間で準備してきました。今や、日本は「立派な」戦争できる国です。アメリカの言いなりになって戦争に巻き込まれる、という国ではなく、積極的に戦争をする国になりつつあると思います。

■築城基地の米軍基地化知らない住民も

そんな危険なラインの中にある築城基地の側で暮らす住民はどう思っているのでしょうか。12月に開催した「土地利用規制法」の講演会のアンケートの中に、築城基地の米軍基地化に関して「築城基地がそんなことになっているなんて知らなかった」というのが複数ありました。地域住民の多くが「知らない」でいるのだと思われまます。

戦闘機が頭上を飛び回る日常を生きています。住民の大半が戦闘機のことを飛行機と表現します。戦闘機が人の生命財産を奪う機能しか持たないという事実を飛行機と呼ぶことで意識せずに暮らして行こうとしているのだと思います。

そうすることで基地経済のしがらみと日々の騒音に耐えている住民たちに、米軍基地化の危険性をどうやって伝えていけるのか。

■何ができるかを問いかけながら

2019年6月2日に1500人が集結した「築城基地の米軍基地化を許さない！福岡県集会」の後、地元で「築城基地の米軍基地化を許さない！京築住民会議」（代表・井上高志）を立ち上げて、関係自治体への要望書提出等の活動を続けていますが、コロナ禍にあって、なかなか思うような活動が出来ていない現状です。

33年前の「人間の鎖」の時に主体となってくれた政党や労組が今はいない中で、一人一人が自分で何ができるかを自分に問いかけながら、一步でも前に進んでいくしかないと思っています。

「米軍基地化を許さない！」は自分自身の思いを叱咤するための言葉かも知れません。非力だけれど「NO!」と言い続ける自分を生きたいと思います。

(わたなべひろこ)



基地前座り込みの様子

種々の活動「機能阻害行為」とみなされる恐れ

徳永克子(安保破棄京築実行委員会事務局長・行橋市議)

共闘組織「築城基地の米軍基地化を許さない！京築住民会議」は、昨年12月、「重要土地等規制法」の学習会を開催、100名の参加で成功を収めました。講師は名古屋学院大学教授・飯島 滋明さんです。その学習会で学んだことをもとに、記します。

■「重要土地等規制法」とは何か

この法律は、正確には「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び規制等に関する法律」といい、2021年6月16日参議院本会議で強行採決されました。

(1) 対象

◎米軍基地や自衛隊基地などの「防衛関係施設」、海上保安庁の施設、政令で定める「生活関連施設」を「重要施設」とし、その約1kmの範囲。

◎国境離島等の区域。

(2) 「注視区域」「特別注視区域」

この区域内で「施設機能」や「離島機能」を阻害されることを特に防止する必要があるものを、総理大臣が「注視区域」と指定できる。

注視区域のうち、特に重要な施設や重要な国境離島の区域を「特別注視区域」と指定できる。

(3) 「注視区域」における政府の権限と罰則：以下の点を可能とする。

- ア 注視区域内で土地等の利用状況を調査する。
- イ 必要な場合は、行政機関や地方公共団体の長に、土地利用者や関係者の氏名や名称、住所、その他の情報を求める。
- ウ 必要がある場合、土地の利用者や関係

者に、報告や資料提出を求める。

- エ 報告又は資料提出を拒否したり、虚偽報告・虚偽資料提出したのに対し、30万円以下の罰金に処する。
 - オ 対象の土地等が機能阻害行為に利用される、またはその恐れがあるときは、利用者に利用の禁止などを勧告。
 - カ 勧告に従わないときは、命令。
 - キ 命令に違反したときは、2年以下の懲役、または200万円以下の罰金または併科に処する。
- (4) 「特別注視区域」：以下の点を可能とする。
- ア 特別注視区域内の一定規模以上の所有権の移転等を行う場合、あらかじめ総理大臣に、氏名、住所、利用目的などの届け出が義務づけられる。
 - イ 届け出をしない、虚偽の届け出をした場合、6月以上の懲役または100万円以下の罰金。
 - ウ 総理大臣は、届け出事項を調査する。その際、行政機関や地方公共団体の長などに、土地等の利用者に関する氏名、名称、住所などの提供を求める。
 - エ 必要があるときは、利用者等に、土地等利用に関する報告や資料等を求める。
 - オ 報告又は資料提出を拒否したり、虚偽の報告又は虚偽資料を提出した場合は、30万円以下の罰金を処する。

■築城基地での問題点①

米軍用施設は今年中に完成し、米軍に提供、米軍の「緊急時使用」基地となります。最近の対中国を睨んでの日米一体化による軍事強化、馬毛島や無人偵察機配備の鹿屋基地など、九州の軍事的役割は大変危険

になっています。築城基地の役割は、米軍の出撃基地にさせられると思われます。

築城基地は、「特別注視区域」に指定されるのではないかと、築城基地の視察に案内していた時、飯島滋明先生とも話をしました。

私達は、それぞれの団体が「築城基地の米軍基地化を許さない」との思いで、様々な活動を行っています。基地の監視活動、訓練時等での反対集会、2の日の行動、戦争法廃止の19日行動…。

本法律では、区域内の土地利用者等の情報を取る事ができるとされていますが、「機能阻害行為とは何か」「個人情報の内容」は、政令で定めるとしています。政府がすすめる「戦争する国づくり」に反対する者たちを、弾圧することもできるのです。

私たちの種々の活動は、「機能阻害行為」とみなされる恐れがあります。活動参加者の名簿収集や思想調査まで行われるのではないかと。まさに戦前の危険な動きそのものになるのではないかと、危惧しています。

■築城基地での問題点②

地図上で、築城基地周辺1Kmに線を引いてみました。正確ではありませんが、大体の地域を把握することができます(下図)。

築城基地は、飛行場のある築上町と行橋市、高射隊のあるみやこ町の2箇所です。その周辺1kmの範囲内には、小学校、中

学校、農村工業団地、企業、駅、道の駅、大型スーパー、保育園、医院、高齢者施設などがあります。アパートや住宅、田、畑などもあります。

土地の関係者は、利用に関する報告や資料の提出を求められた時、拒否や虚偽の報告をすると、刑事罰に処せられます。基地周辺1km範囲内の方達は、通常の暮らしの中で、このような理不尽なことを求められることとなります。

2019年、基地築上町側の14haの拡張計画があり、地元自治会の総会で反対を打ち出し、計画を破棄させました。このような事も、今後はできなくなるかもしれません。

基地周辺は騒音等のため住環境が悪く、土地を売りたいくても困難であったり、子どもさえも家を建てることを拒否し、人口減少が進んでいます。今後はさらに、荒廃地域に進んでいくのではないかと懸念されます。この法律によって(国の政策によって)、土地の価値はさらに下がることとなります。

くらしを破壊し、民主主義と基本的人権を侵害する、戦争への道を進む「重要土地等規制法」は破棄しなければなりません。

(とくながかつこ)



連続学習会…第 6 回報告

テキスト…「日米合同委員会」の研究(吉田敏浩著、創元社)

法の上でも占領下の状態。だから…

オミクロンも米軍の事件事故も…キーワードは 1952 年



前は、在日米軍の「空の特権」の象徴で「アルトラブ」-米軍機飛行のため一定の空域を航空管制上ブロックして民間機を通れなくし、一時的に米軍専用にする-について学びました。

今回は、日米合同委員会の発足当時の経緯と、「安保特例法・特別法」について学習しました。講師/天久泰(弁護士・辺野古土砂北九州顧問)

今回は、
テキストの
179~218 頁までを
勉強しました。



以下、その内容の
要約です。

■好きなところに基地が作れる

日米合同委員会は 1952 年 4 月 28 日、対日講和条約と日米安保条約と日米行政協定(現在の地位協定)の発効とともに発足しました。安保条約と日米行政協定により、米軍は占領時代と同じような基地の自由使用を保障されました。

基地の場所や使用時間を限定する条文もなく、必要であれば日本国内のどこにでも基地の設置を要求できるようになっています。これを「全土基地方式」と言います。

同年 7 月 26 日には「日米施設協定」も発効し、全国 300 カ所の基地・演習場が無期限使用となりました。一時使用の施設も含めると、大阪府の面積のほぼ 8 割に相当しました。そのほかにも海軍の訓練海域が 17 区域、空軍の訓練空域が 12 区域提供されました。

■行政協定で占領時代と同じように

行政協定で定められた米軍の特権は以下のようなものです。

- ①日本政府の出入国管理を受けず、日本に自由に入出りできる。
- ②基地や演習場を自由に使用でき、そこに自由に入出りして、日本国内を移動できる。
- ③基地や演習場のために国有地が無償で提供される。
- ④基地や演習場のために必要な民有地は日本政府が借り上げて提供するので、米軍は経済的負担を追わなくていい。
- ⑤米軍が基地や演習場を返還する際、原状回復や補償の義務を負わない。
- ⑥1953 年の行政協定第 17 条改定までは、米軍人・軍属・それらの家族が犯罪を犯した場合、公務中でも公務外でもすべて裁判権はアメリカ側が行使した。改

定以降は公務中の犯罪の裁判権（第一次裁判権）はアメリカ側、公務外の犯罪の裁判権（第一次裁判権）は日本側が行使するようになった。公務中か否かの認定は米軍にゆだねられる。

- ⑦基地・演習場内のすべての者や財産について、また所在地のいかんを問わず米軍の財産について、日本政府当局に捜索や差押えをする権利はない。

行政協定により米軍は占領時代と同じように、事実上の治外法権を維持できたのです。それは1960年の安保改定で行政協定が地位協定へ改定された現在でも続いています。



米軍岩国基地。基地の中はアメリカ合衆国。

■日本政府の高級官僚も好都合だった 「国会の承認なし」

日米合同委員会は、行政協定第26条の米軍が必要とする「日本国内の施設又は区域を決定する協議機関」として設置されました。この委員会で日本政府の高級官僚と在日米軍の高級軍人が話し合い、米軍基地の場所や範囲を決めることになったのです。

しかし、行政協定には国会が関与するという規定はありません。そもそも行政協定をめぐる日米交渉の過程で、国会の承認なしに政府間で結べる行政協定とい

う法形式をとることをアメリカ側が提案し、日本側も好都合だと受け入れたのでした。当時米軍に対する世論の反発も強かったため、国会を関与させない行政協定という仕組みは基地提供を円滑に進めるためには都合がよかったわけです。

■法律も米軍に都合よく変えられた

日米合同委員会の前身となる日米間の協議機関、すなわち予備作業班が1952年3月に設置されました。予備作業班の重要な役割は、行政協定の実施に伴う「安保特例法・特別法」の制定です。

1951年12月から52年7月まで開かれた第13回通常国会で制定された国有財産管理法、土地等使用特別措置法、航空法特例法、刑事特別法、民事特別法、電波法特例法、道路運送法等特例法、など17の法律が、この「安保特例法・特別法」にあたります。これらの法律名の最初に「行政協定の実施に伴う」（後に「地位協定の実施に伴う」と改称）という文言が付いています。

■日本国憲法とは相容れない特別措置法

1952年当時、米軍の基地・演習場に使用される土地の半分は国有地で、あと半分が民有地でした。民有地の提供に備えてつくられた「土地等使用特別措置法」は、米軍に有利な条件を保障するための法律で、基地提供に際して所有者との契約が結べない場合、日本政府が強制収容できると定められました。土地強制収容の条件は、その土地を米軍基地にすることが、「適正かつ合理的」であるか否かという点

だけで、土地の所有者の事情はまったく考慮に入れられていません。

本来、日本では「土地収用法」という法律で「公共の利益となる事業に必要な土地」の収容について、「公共の利益の増進と私有財産の調整」を図ることとされていますが、特別措置法は私有財産との調整を図ろうとしていないのです。

旧土地収用法が 1951 年に日本国憲法制定に応じて改定される際、「国防その他の兵事に要する土地」が収容目的の第一番目に挙げられていたのを新法で削除したにもかかわらず、特別措置法で軍事優先とされてしまいました。特別措置法は日本国憲法の原理とは相容れない性質の法律だといえます。

ほかにも、刑事特別法は、米軍基地・演習場への許可なしの立ち入りに、軽犯罪法にはない懲役刑を科して重く処罰しているほか、航空法特例法があるために、騒音基準を守らない爆音を放ち、最低安全高度も守らない危険な低空飛行訓練など、占領時代の既成事実の延長としての特権の承認を与え、事実上の治外法権を認め続けています。

■米軍の治外法権を保障しているのは

長谷川正安教授（名古屋大学法学部、憲法学）は、「二つの法体系」論を提唱しました。すなわち、日米安保条約と地位協定と「安保特例法・特別法」が、米軍の事実上の治外法権を保障しているため、「出入国管理権」「関税自治権」「刑事裁判管轄権」などの国家主権が制限を受けるとともに、憲法が保障する「法の下での平等」(第14条)

が侵害された結果、「安保法体系」と「憲法体系」が矛盾・対立する事態となっている、つまり「安保法体系」によって「憲法体系」が侵食され、空洞化されているとの指摘です。長谷川教授の指摘に基づけば刑事特別法などは違憲立法の法律であると位置づけられることになります。

■安保法体系の前身は占領管理法体系

「安保法体系」は、「占領管理法体系」が前身です。「占領管理法体系」とは、敗戦後に最高権力を持っていた連合国最高司令官が日本政府に対して発した「指令」や「覚書」などの命令と、それらを実施するための日本政府による勅令（天皇が制定する命令）・政令（内閣が制定する命令）などの総体を指します。

「占領管理法体系」の頂点には、1945年8月14日に日本政府が受諾した「ポツダム宣言」があります。ポツダム宣言の履行のための国内法上の措置として、緊急勅令（明治憲法第8条）が1945年9月20日に制定され、これを受けた命令や政令が、前述の1952年に制定された「安保特例法・特別法」に引き継がれているのです。

（あめくやすし）

【学習会・今後の予定】

3月12日(土) 10時20分～

4月9日(土) 10時20分～

いずれも zoom にて行います。申し込みは最終ページのメールアドレスまで。前日に「招待」を、送信します。





《声の欄》

会報の感想・辺野古に関する思い・ご自分のこと等々、お気軽にあなたの声をお寄せ下さい。字数は250字以内(必ずあなたのお名前と連絡先をご記入下さい)。送り先は、最終ページ記載のメールアドレスか住所。毎月「最後の水曜日までに届いた原稿」については、翌月の会報に掲載できると思います。

基地をなくす運動

最後まで関わりたい

私は1938年(昭和13年)旧八幡市枝光で生まれました。八幡製鉄が見える少し高台の地で、先の戦争の終わり前は毎日のように米軍の空襲で、敗戦1週間前の八幡空襲で家は焼きだされ、避難していた防空壕は3つある出入口の内2つがつぶれ、もう1つがつぶれていれば、他の防空壕のように蒸し焼きで命をなくすところでした。

成人になって労働組合の役員をして、先の戦争の実態や、戦った人たちのことを本で読みましたが、今の日本の動きを見ると、あの時代に逆戻りしているようで不安です。齢ですが、日本から基地をなくす運動に最後まで関わりたいと思っています。

(北九州市小倉南区・西弘敏)

名護市長選の記事はさすが

会報ありがとうございます。私たち「静岡・沖縄を語る会」も会報を発行していますので参考になりますね。特に「名護市長選」の浦島悦子さんの記事は、さすが地元の人々の選挙戦報告で、とても参考になりました。(静岡県静岡市・富田英司)

腑に落ちた名護市長選の話

2月号の浦島さんの「再編交付金に頼る市政は戦争へ直結する道であり、その危機感を若い人たちに伝えることができなかつたところに敗因がある」とまとめた文章は、私が読んだどの新聞より、納得がいった。(北九州市小倉北区・田中球子)

連続学習会でスッキリ

先日の日米合同委員会の連続学習会で学んだこと…日本国憲法下の「憲法体系」のほかに、「安保法体系」という治外法権ゾーンがあって、米軍の特権が許されているという考え方。日本の現状が、スッキリと理解できました。(北九州市八幡西区・宗吉信)

★連続学習会の報告は16ページから。なぜ日本が日米地位協定に縛られているのか分ります。

《辺野古土砂北九州・今後の予定》

- 3月12日(土)…《天久学習会「日米合同委員会」第7回学習会》
10時20分～11時50分 zoomにて
※時間が変更になっています。ご注意ください。
- 3月26日(土)…《小倉駅街頭宣伝》16時～ ※開催はコロナの状況次第です
- 3月30日(水)…《世話人会》14時～ 生涯学習総合センター・21会議室
- 4月06日(水)…《会報発送作業》14時～ 生涯学習総合センター・情報学習室
- 4月09日(土)…《天久学習会「日米合同委員会」第8回学習会》
10時20分～11時50分 zoomにて
- 4月22日(金)…《小倉駅街頭宣伝》16時30分～ ※開催はコロナの状況次第です
※4月の小倉駅前宣伝は、いつもと曜日・時間帯が違います。ご注意ください。

*

「松元ヒロ」ソロライブ・6月4日(土)

チケット料…1000円、会場…ウエルとばた大ホール、時間…14時～16時
チケットご希望の方は、下記の世話人までご連絡ください。

※4月号の会報に、チラシを同封します。

《辺野古土砂ストップ北九州の口座》

【辺野古土砂ストップ北九州の口座は】

ゆうちょ銀行 記号番号 01700-7-166911

【他金融機関から振り込む場合は】 ゆうちょ銀行 当座 一七九店 0166911

加入者名…「辺野古土砂ストップ北九州」※以前の名前の振込用紙も使えます

【お問い合わせ】大野保徳 090-4482-0043 までお気軽に。

※振込用紙には、会費・カンパなど、内訳をお書きください。

※振込による入金につきましては、特にお申し出のない限り、

領収書の発行は省略させていただいています。



声の欄の
原稿の
送り先

《辺野古土砂ストップ北九州》

世話人
連絡先

kanpanerura888k@gmail.com

〒803-0816 福岡県北九州市小倉北区金田1-3-32-308 八記方

八記 080-1730-8895・南川 090-2853-7116・藤堂 090-6299-2608